

政令第二百七十九号

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行期日は、平成二十八年十一月三十日とする。

理由

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。